

# 被災者生活再建支援金(基礎支援金)の

## 申請期間の終了について

東日本大震災により住家を失った世帯に対し住宅の被害の程度に応じて支給される被災者生活再建支援金(基礎支援金)について、陸前高田市ほか岩手県内7市町の申請期間が令和2年4月10日に終了しました。

### 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

1 申請期間

令和2年4月10日まで

2 支給額(被災時に世帯人数が1人の場合は単数世帯、2人以上の場合は複数世帯となります。)

- ・住宅の被害程度：全壊等 ※  
複数世帯 100 万円、単数世帯 75 万円
- ・住宅の被害程度：大規模半壊  
複数世帯 50 万円、単数世帯 37.5 万円

※ 全壊等には、半壊又は敷地被害が生じ、やむを得ない事由で住家を解体した世帯を含みます。

#### 【お問い合わせ先】

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野1番地

陸前高田市建設部復興支援室

TEL0192-54-2111 (代表) 内線 447